

施設種別	法令等にかかる遵守事項	関係法令・条例
深夜営業を行う施設・店舗	以下の取組を全て実施 ①店内入口に「18歳未満の者は23時以降立入禁止」の旨の標識を掲出 ②青少年の深夜外出を防止するため、店内の青少年に帰宅するよう声掛けを実施	神奈川県青少年保護育成条例
図書類(書籍・映像ソフト・ゲームソフト)を販売・閲覧させる店舗	以下の取組のうち [①を実施 または ②及び③を実施 ①18歳以上を対象とした図書等を取扱わない ②18歳以上を対象とした図書等について、容易に青少年の目に触れることのないよう、条例に定められた方法による区分を実施 ③18歳以上を対象とした図書等の表紙が店舗外から見えない場所に陳列する	神奈川県青少年保護育成条例
興行(映画・演劇・演芸・見せ物等)を観覧させる施設	以下の取組のうち [①を実施 または ②及び③を実施 ①有害興行を取扱わない ②有害興行を18歳未満の者に閲覧させない ③施設の入り口に青少年の有害興行の観覧を禁止する旨を表示する	神奈川県青少年保護育成条例
インターネットを閲覧させる店舗	以下の取組のうちいずれかを実施 ①全てのインターネット利用端末にフィルタリングを導入している ②青少年に利用させる際は必ずフィルタリング導入済の席を案内している ③青少年にはオープン席を利用させるなど、その他の有害情報閲覧防止の措置を講じている	神奈川県青少年保護育成条例
個室を利用させる店舗	以下の取組を全て実施 ①利用者の年齢確認を実施 ②青少年に利用させる際は必ず外部からの見通しが可能または内鍵のない個室を利用させている ③スタッフによる施設内巡回など、防犯対策を講じている	神奈川県青少年保護育成条例
たばこ・酒類を販売する店舗	以下の取組を全て実施 ①20歳未満と思われると思われる者がたばこ・酒類を購入しようとした場合に、身分証明書による年齢確認を徹底 ②20歳未満の者にたばこ・酒類を購入させない ③たばこ・酒類を販売する自動販売機を設置している場合は、年齢識別装置を備えるなど青少年に利用させないための措置を講じている	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
18歳未満の者を立入らせるべきでない施設・店舗	以下の取組みを全て実施 ①18歳未満の者の施設への立入防止を徹底 ②18歳未満の者は立入禁止である旨を施設の入口に表示している	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
薬品、有機溶剤等を取扱う店舗	以下の取組を実施 ①管理販売の徹底など、青少年の乱用や不適切利用を防止する措置を講じている	